

青 環 保 第 1 7 9 5 号
平 成 3 1 年 4 月 1 日

一般社団法人青森県産業廃棄物協会会長 殿

青森県環境生活部環境保全課長
(公 印 省 略)

産業廃棄物処理施設設置許可に係る小割機の取扱いについて（通知）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、平成31年4月1日以降、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、取扱いの変更に伴う今後の対応については、別表のとおりとしますので、参考にしてください。

また、本通知については、県内で「がれき類の破碎施設」に係る設置許可を受けている事業者（72事業者）に別途通知していることを申し添えます。

記

- 1 小割機（バックホウ等の建設機械に装着して使用する機械で、処理能力が5 t／日を超えるもの。ただし、粒度調整機能を有するアタッチメントタイプの破碎施設を除く。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第8号の2に規定する「がれき類の破碎施設」には該当しない。
- 2 既に「がれき類の破碎施設」として許可を受けた小割機に係る当該許可については、施設を廃止するまでの間、引き続き、有効である。
- 3 小割機を本破碎機と一体として使用する場合は、産業廃棄物処理施設設置許可申請書に添付を要する生活環境影響調査の対象に小割機も加える。

青森県環境生活部環境保全課 廃棄物・不法投棄対策グループ 担 当 神、若山、今 TEL 017-734-9248 FAX 017-734-8081
--